

本県における難聴児支援関連事業について【県始め行政】

所属名	福祉局福祉部障害福祉課	
	令和7年度実施見込 【予算ベース】 事業名（取組内容）	令和8年度実施見込 【予算要求ベース】 事業名（取組内容）
〔事業or連携体制〕	事業	事業
〔取組名称〕	愛知県軽度・中等度難聴児支援事業費補助金	愛知県軽度・中等度難聴児支援事業費補助金
〔主催者〕	市町村	市町村
〔目的〕	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器の購入に係る費用又は修理に係る費用の一部を助成することにより、難聴児の言語習得及び教育における健全な発達を支援し、もって福祉の増進に資することを目的とする。	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器の購入に係る費用又は修理に係る費用の一部を助成することにより、難聴児の言語習得及び教育における健全な発達を支援し、もって福祉の増進に資することを目的とする。
〔日時/頻度〕	随時	随時
〔場所/方法〕	対象者が市町村に対し申請	対象者が市町村に対し申請
〔対象者/連携者〕	次の要件を満たす18歳未満の難聴児 （1）愛知県内に住所を有していること。 （2）両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと （3）補聴器の装用により、言語の習得等を一定の効果が期待できると医師が判断するもの	次の要件を満たす18歳未満の難聴児 （1）愛知県内に住所を有していること。 （2）両耳の聴力レベルが原則として※30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。ただし、医師が装用の必要を認めた場合は、30デシベル未満についても対象とする。※ （3）補聴器の装用により、言語の習得等を一定の効果が期待できると医師が判断するもの
〔内容〕	新たに補聴器を購入する経費又は修理に係る経費若しくは別に定める耐用年数が経過した後に補聴器を更新する経費の一部を補助 補助率 県1/3 市町村1/3 保護者1/3 ※補助率について、市町村独自の補助により異なる場合があります。	新たに補聴器を購入する経費又は修理に係る経費若しくは別に定める耐用年数が経過した後に補聴器を更新する経費の一部を補助 補助率 県1/3 市町村1/3 保護者1/3 ※補助率について、市町村独自の補助により異なる場合があります。
〔決算〕	7,255千円	8,532千円
〔備考〕		※文言は検討段階のものであり、今後変更となる場合があります。
その他の取組		
<p>○手話相談員の配置 県障害福祉課内に手話相談員を配置し、聴覚に障害のある方の相談等に応じるとともに、県庁内での各種申請・相談等の手話通訳も行っています。</p> <p>なお、愛知県県民相談・情報センター及び各県民相談室においては、予約制で手話相談員による出張手話相談を行っています。</p> <p>○児童発達支援センターの整備 地域における障害児支援の中核的機能を有する児童発達支援センターの整備を進めています。 (令和7年4月1日現在の設置市町村数：35市町(圏域設置を含む))</p>		

所属名	保健医療局健康医務部健康対策課	
	令和7年度実施見込 【予算ベース】 事業名（取組内容）	令和8年度実施見込 【予算要求ベース】 事業名（取組内容）
〔事業or連携体制〕	連携体制	〔事業or連携体制〕 連携体制
〔取組名称〕	愛知県新生児聴覚検査体制整備推進会議	〔取組名称〕 愛知県新生児聴覚検査体制整備推進会議
〔主催者〕	愛知県	〔主催者〕 愛知県
〔目的〕	聴覚障害を早期に発見し治療や早期療育につなげるため、新生児聴覚検査の体制を整備する	〔目的〕 聴覚障害を早期に発見し治療や早期療育につなげるため、新生児聴覚検査の体制を整備する
〔日時/頻度〕	年1回	〔日時/頻度〕 年1回
〔場所/方法〕	愛知県庁内会議室	〔場所/方法〕 愛知県庁内会議室
〔対象者/連携者〕	構成員（愛知県産婦人科医会、愛知県小児科医会、愛知県耳鼻咽喉科医会、一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会愛知県地方部会、愛知県助産師会、あいち小児保健医療総合センター、市町村、県保健所）	〔対象者/連携者〕 構成員（愛知県産婦人科医会、愛知県小児科医会、愛知県耳鼻咽喉科医会、一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会愛知県地方部会、愛知県助産師会、あいち小児保健医療総合センター、市町村、県保健所）
〔内容〕	愛知県における新生児聴覚検査の体制について、課題を整理・解決するための方策について検討する	〔内容〕 愛知県における新生児聴覚検査の体制について、課題を整理・解決するための方策について検討する
〔予算〕	82千円	〔予算〕 82千円
〔備考〕	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度から開催 新生児聴覚検査啓発リーフレットを医療機関で配布、県Webページに掲載 検査の公費負担は全市町村で実施 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度から開催 新生児聴覚検査啓発リーフレットを医療機関で配布、県Webページに掲載 検査の公費負担は全市町村で実施
〔事業or連携体制〕	連携体制	〔事業or連携体制〕 連携体制
〔取組名称〕	新生児聴覚検査体制整備費補助金	〔取組名称〕 新生児聴覚検査体制整備費補助金
〔主催者〕	愛知県	〔主催者〕 愛知県
〔目的〕	精度の高い聴覚スクリーニング検査が受検できる環境を整備するため、自動ABR（自動聴性脳幹反応）の機器を購入する分娩取扱機関に対して購入費用を助成することで、受検率の向上を図る。	〔目的〕 精度の高い聴覚スクリーニング検査が受検できる環境を整備するため、自動ABR（自動聴性脳幹反応）の機器を購入する分娩取扱機関に対して購入費用を助成することで、受検率の向上を図る。
〔日時/頻度〕	通年	〔日時/頻度〕 通年
〔場所/方法〕	対象者が県に対し申請	〔場所/方法〕 対象者が県に対し申請
〔対象者/連携者〕	県内の分娩取扱機関（産科医療機関、助産所）	〔対象者/連携者〕 県内の分娩取扱機関（産科医療機関、助産所）
〔内容〕	自動ABR（自動聴性脳幹反応）の機器を購入する分娩取扱機関に対して購入費用を助成する 補助率 事業者1/2 国1/4 県1/4	〔内容〕 自動ABR（自動聴性脳幹反応）の機器を購入する分娩取扱機関に対して購入費用を助成する 補助率 事業者1/2 国1/4 県1/4
〔予算〕	8,905千円	〔予算〕 6,952千円
〔備考〕	・5施設に補助予定	〔備考〕 ・4施設に補助予定

その他の取組

○市町村母子保健の取組

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要であるため、各市町村において新生児聴覚検査の実施に向けて積極的に取り組んでいるところです。

各市町村において母子保健担当者は、新生児の訪問指導や乳幼児全戸訪問等の際に母子健康手帳等から新生児聴覚検査の受検状況を確認し、未受検の場合は保護者等に対し勧奨を行っています。

また、新生児聴覚検査については普及啓発活動も実施しており、保護者が新生児聴覚検査の意義や内容等について理解できるよう、母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、出産前の両親学級等の機会を活用し、各市町村において検査の啓発・勧奨を行っています。

新生児聴覚検査または精密検査でRefer（要精検）となった場合には、児及びその保護者に対し個別支援として公的支援制度や社会資源に関する情報提供を行い、要支援児とその保護者に適切な指導援助を行っています。

また、新生児期の検査では発見できない後天性の難聴や乳幼児期の進行性難聴や、検査を受けないまま各種健診を迎える場合もあることから、乳幼児健診等においても聴覚の状態を把握し、難聴児の早期発見に努めています。

新生児聴覚検査に係る費用については、各市町村において受検者の経済的負担の軽減を積極的に図っており、産科医療機関からの請求書等を通じて検査状況の把握にも努めています。

所属名	特別支援教育課	所属名	特別支援教育課
令和7年度実施見込 【予算ベース】 事業名(取組内容)		令和8年度実施見込 【予算要求ベース】 事業名(取組内容)	
〔事業or連携体制〕	事業	〔事業or連携体制〕	事業
〔取組名称〕	個に応じた教育推進事業(ろう幼児教育相談)	〔取組名称〕	個に応じた教育推進事業(ろう幼児教育相談)
〔主催者〕	愛知県教育委員会	〔主催者〕	愛知県教育委員会
〔目的〕	聴覚障害のある幼児の早期教育を充実するため	〔目的〕	聴覚障害のある幼児の早期教育を充実するため
〔日時/頻度〕	通年	〔日時/頻度〕	通年
〔場所/方法〕	千種聾学校、千種聾学校ひがしうら校舎、豊橋聾学校、岡崎聾学校、一宮聾学校	〔場所/方法〕	千種聾学校、千種聾学校ひがしうら校舎、豊橋聾学校、岡崎聾学校、一宮聾学校
〔対象者/連携者〕	0～3歳の難聴児、その保護者	〔対象者/連携者〕	0～3歳の難聴児、その保護者
〔内容〕	県立聾学校5校(分校1を含む)に相談員を配置し、教育相談を行う。	〔内容〕	県立聾学校5校(分校1を含む)に相談員を配置し、教育相談を行う。
〔予算〕	17763千円	〔予算〕	18532千円
〔備考〕		〔備考〕	
〔事業or連携体制〕	その他	〔事業or連携体制〕	その他
〔取組名称〕	盲・聾学校通級指導担当教員の通級による指導	〔取組名称〕	盲・聾学校通級指導担当教員の通級による指導
〔主催者〕	愛知県教育委員会	〔主催者〕	愛知県教育委員会
〔目的〕	小・中学校及び義務教育学校の通常の学級に在籍する視覚障害、聴覚障害もしくは聴覚障害に起因する言語障害のある児童生徒に対して、各教科等の授業は通常の学級で行い、障害の状態に応じて、盲・聾学校通級指導担当教員の通級による指導を行うことにより、障害の状態の改善又は克服をするために必要な知識技能等を養い、心身の調和的発達の基盤を培う。	〔目的〕	小・中学校及び義務教育学校の通常の学級に在籍する視覚障害、聴覚障害もしくは聴覚障害に起因する言語障害のある児童生徒に対して、各教科等の授業は通常の学級で行い、障害の状態に応じて、盲・聾学校通級指導担当教員の通級による指導を行うことにより、障害の状態の改善又は克服をするために必要な知識技能等を養い、心身の調和的発達の基盤を培う。
〔日時/頻度〕	1週間に1回～1か月に1回	〔日時/頻度〕	1週間に1回～1か月に1回
〔場所/方法〕	在籍児童生徒の小中学校(一部在籍校以外の小中学校)	〔場所/方法〕	在籍児童生徒の小中学校(一部在籍校以外の小中学校)
〔対象者/連携者〕	県内小中学生111人/県立聾学校教諭(県全体では各校2人×5校=10人) ※視覚障害は除く	〔対象者/連携者〕	県内小中学生100人/県立聾学校教諭(県全体では各校2人×5校=10人) ※視覚障害は除く
〔内容〕	原則、自立活動を行う。 (1) 視覚障害または聴覚障害に関する基本的知識を学習するとともに、障害を克服したり、改善したりしようとする意欲を高める。 (2) 視覚障害または聴覚障害に関する諸問題の相談を通して、児童生徒の情緒の安定を図る。	〔内容〕	原則、自立活動を行う。 (1) 視覚障害または聴覚障害に関する基本的知識を学習するとともに、障害を克服したり、改善したりしようとする意欲を高める。 (2) 視覚障害または聴覚障害に関する諸問題の相談を通して、児童生徒の情緒の安定を図る。
〔予算〕	なし	〔予算〕	なし
〔備考〕	聾通級は、平成13年の国の定数改善計画に、各聾学校に聾通級担当教員を2人加配するとされた。愛知県は、平成13年から順次増やしていき、平成17年に10人となり、以後、ずっと10人(2人×5校)。	〔備考〕	聾通級は、平成13年の国の定数改善計画に、各聾学校に聾通級担当教員を2人加配するとされた。愛知県は、平成13年から順次増やしていき、平成17年に10人となり、以後、ずっと10人(2人×5校)。

所属名	特別支援教育課	令和7年度実施見込 【予算ベース】 事業名（取組内容）	令和8年度実施見込 【予算要求ベース】 事業名（取組内容）
〔事業or連携体制〕	事業	〔事業or連携体制〕	事業
〔取組名称〕	発達障害児等支援・指導検討会	〔取組名称〕	発達障害児等支援・指導検討会
〔主催者〕	愛知県教育委員会	〔主催者〕	愛知県教育委員会
〔目的〕	幼稚園、小・中学校及び義務教育学校に在籍する発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する支援・指導方法を検討することにより、教員の資質向上を図る。	〔目的〕	幼稚園、小・中学校及び義務教育学校に在籍する発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する支援・指導方法を検討することにより、教員の資質向上を図る。
〔日時/頻度〕	年30回（聴覚障害に限る）	〔日時/頻度〕	年30回（聴覚障害に限る）
〔場所/方法〕	対象児童生徒の小中学校	〔場所/方法〕	対象児童生徒の小中学校
〔対象者/連携者〕	聴覚障害の児童生徒／県立聾学校の教員が担当	〔対象者/連携者〕	聴覚障害の児童生徒／県立聾学校の教員が担当
〔内容〕	<p>ア 発達障害児等支援・指導検討会は、当該校・園の担任と特別支援教育コーディネーター等、並びに助言者として特別支援学校の教員1名（原則）が参加する。</p> <p>イ 市町村教育委員会は、年度当初に特別支援学校による幼稚園、小・中学校及び義務教育学校の地域支援の希望を取りまとめ、各教育事務所へ提出する。</p> <p>ウ 各教育事務所の特別支援教育指導員は、特別支援学校と実施期日を調整し、計画書を県教育委員会特別支援教育課へ提出する。</p> <p>エ 発達障害児等支援・指導検討会は、原則として水曜日と金曜日とし、半日日程とするが、特別支援学校と調整し、実施が可能な場合は、その他の曜日での開催も可とする。</p> <p>オ 各教育事務所の特別支援教育指導員等は事例によっては、各市町村の専門家チームを活用するよう市町村教育委員会に対し助言をすることで、各市町村での支援体制整備を図る。</p> <p>カ 発達障害児等支援・指導検討会当日の日程調整の詳細は、発達障害児等支援・指導検討会を受ける当該校・園の担当者として特別支援学校の担当者で行う。また、相談により巡回相談活動方式で実施することも可能とする。</p>	〔内容〕	<p>ア 発達障害児等支援・指導検討会は、当該校・園の担任と特別支援教育コーディネーター等、並びに助言者として特別支援学校の教員1名（原則）が参加する。</p> <p>イ 市町村教育委員会は、年度当初に特別支援学校による幼稚園、小・中学校及び義務教育学校の地域支援の希望を取りまとめ、各教育事務所へ提出する。</p> <p>ウ 各教育事務所の特別支援教育指導員は、特別支援学校と実施期日を調整し、計画書を県教育委員会特別支援教育課へ提出する。</p> <p>エ 発達障害児等支援・指導検討会は、原則として水曜日と金曜日とし、半日日程とするが、特別支援学校と調整し、実施が可能な場合は、その他の曜日での開催も可とする。</p> <p>オ 各教育事務所の特別支援教育指導員等は事例によっては、各市町村の専門家チームを活用するよう市町村教育委員会に対し助言をすることで、各市町村での支援体制整備を図る。</p> <p>カ 発達障害児等支援・指導検討会当日の日程調整の詳細は、発達障害児等支援・指導検討会を受ける当該校・園の担当者として特別支援学校の担当者で行う。また、相談により巡回相談活動方式で実施することも可能とする。</p>
〔予算〕	671千円（他の障害種も含めた総額）	〔予算〕	671千円（他の障害種も含めた総額）
〔備考〕		〔備考〕	

その他の取組

○市町村教育委員会・小中学校での合理的配慮の取組

- ・児童の所属する学級を音楽室から離れたところにした。
- ・町教育委員会で、補聴器とつながるFMマイクを購入した。必要に応じ、教師が使用している。
- ・教職員が使用するロジャー送信機を公費で購入した。授業等で使用している。
- ・他の児童生徒とのディスカッション用のパスアラウンドマイクを公費で購入した。
- ・教室内・体育館内・運動場での会話や放送の聞こえをサポートするための機器や設備を整備した。
- ・関係の教職員やクラスメイトに配慮事項を伝えた。
- ・児童の教室を、床が絨毯貼りの教室にした。
- ・水泳の授業では、ロジャーを外すため、ホワイトボードを使って指示を視覚化した。
- ・母親も聴覚障害があるため、家庭連絡は学校が契約する携帯電話のメッセージ機能を活用している。また、必要に応じて手話通訳者を市に依頼している。
- ・当該生徒に関わる教職員が、ロジャーシステムの講習会を行った。
- ・入院期間中は、リモート授業及びチャット機能を活用して、連絡を取り合ったり、学級の仲間とコミュニケーションをとったりしている。